

福岡県医発第 2179 号（総）

平成 16 年 3 月 12 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 関 原 敬次郎



非血縁者間骨髄移植及び臓器移植のあっせんに係る
患者負担金の医療費控除の適用について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部長から通知がありましたのでお知らせいたします。

貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、貴会会員に対する周知方等につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





「公印省略」

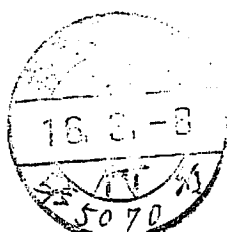
15健第10279号
平成16年3月3日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会長 殿
社団法人福岡県私設病院協会長

福岡県保健福祉部長
(健康対策課疾病対策係)

非血縁者間骨髄移植及び臓器移植のあっせんに係る
患者負担金の医療費控除の適用について

このことについて、別添のとおり厚生労働省臓器移植対策室長から通知がありましたので、貴管下医療機関への周知につきよろしくお願いします。



天

健臓発第 1226001 号
平成 15 年 12 月 26 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局
疾病対策課臓器移植対策室長



非血縁者間骨髄移植及び臓器移植のあっせんに係る
患者負担金の医療費控除の適用について

移植医療の推進につきましては、平素からご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、非血縁者間骨髄移植及び臓器移植を受けるために必要なあっせん業務に係る患者負担について、国税庁課税部長に照会したところ(別添1, 別添2)、平成15年所得より医療費控除を適用する旨の回答がありました(別添3, 別添4)。

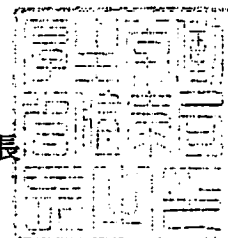
つきましては、貴職におかれましては、上記の取扱いを御了知いただくとともに、関係者に対する周知等にご配慮をいただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

健発第 1219007 号

平成 15 年 12 月 19 日

国税庁課税部長 殿

厚生労働省健康局長



非血縁者間骨髄移植のあっせんに係る財団法人骨髄移植推進財団に
支払われる患者負担金の医療費控除の取扱いについて

白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症等の血液難病の患者にとって、骨髄移植医療は有効な治療法となっているが、患者と白血球の型が適合する骨髄提供者から骨髄液の提供を受けるために、非血縁者間骨髄移植のあっせんに係る機関としての財団法人骨髄移植推進財団（以下「財団」という。）の関与は必要不可欠なものである。

財団に支払われる患者負担金（以下「患者負担金」という。）については、「非血縁者間骨髄移植の実施に関する指針」（平成 15 年 12 月 19 日健発第 1219005 号厚生労働省健康局長通知（別紙 1））により、①非血縁者間骨髄移植を実施するためには、財団が行うあっせん業務が必要不可欠であること、②財団への患者登録は、医師が患者の治療に必要な不可欠であると認めた上で、医師を通じて行われるものであること、また、③患者負担金の決定と変更に当たっては、厚生労働省に届け出ることとし、厚生労働省は、患者負担金について確認した上で、問題がある場合に財団に対し必要な指導を行うこととしたところであり、厚生労働省が関与することにより、患者負担金の位置付けを明確にしたところである。

また、医師が患者の治療上、財団へ登録しあっせんを受けることが必要と判断し、患者登録を行った患者が財団に対して支払った患者負担金については、別紙 2 に掲げる書類によりその旨の証明ができるよう措置することとしている。

したがって、患者負担金については、血液難病治療の現状を踏まえつつ、上記に掲げる環境整備を図ることにより、医師による診療又は治療の対価、医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要と認められるものとして医療費控除の対象となるものと解されるが、貴庁の見解を承りたく照会する。

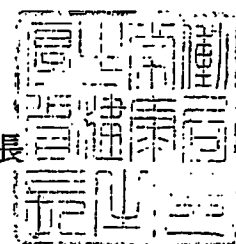
なお、別紙 2 の書類の作成・交付は、平成 15 年分の所得税の確定申告から措置することが可能であることから、上記の取扱いは、平成 15 年分の所得税の確定申告から適用できると考えている。

健発第1219005号

平成15年12月19日

財団法人骨髓移植推進財団理事長 殿

厚生労働省健康局長



非血縁者間骨髓移植の実施に関する指針について

今般、我が国における骨髓バンク事業の一層の推進に資するため、別紙のとおり「非血縁者間骨髓移植の実施に関する指針」を定め、平成15年1月1日から適用することとしたので、これを十分参照の上、引き続き事業の実施に御協力いただくとともに、関係機関、関係団体等に対する周知方につき御配慮願いたい。

非血縁者間骨髄移植の実施に関する指針

第1 目的

- 白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症等の血液難病の患者にとって、骨髄移植医療は有効な治療法となっているが、骨髄移植を受けるためには、患者と白血球の型（HLA型）が適合する骨髄提供者（以下「ドナー」という。）から骨髄液の提供を受けることが前提となる。しかし、HLA型が適合する確率は、兄弟姉妹間においては4分の1、それ以外では数百分の1から数万分の1といわれており、血縁者間でドナーが見つからない患者が骨髄移植を受けるためには、患者とHLA型の適合する非血縁者のドナーを探しだし骨髄液の提供を受ける必要がある。
- 非血縁者間骨髄移植を必要とする患者（以下「移植希望患者」という。）が骨髄移植を受けることができるようにするためには、骨髄提供・骨髄移植について理解した上で善意の骨髄提供を行うことを希望し、骨髄データバンクに登録する骨髄提供希望登録者（以下「ドナー登録者」という。）を広く募集するとともに、患者に適合するドナーから安全かつ適切に骨髄が採取され移植希望患者へ提供されるようにするため、ドナー登録者、移植希望患者、移植実施施設及び骨髄採取施設の間の連絡調整等の業務を行う機関が不可欠となる。
- このため、国民の理解と協力を得ながら非血縁者間骨髄移植が推進されるよう、これまで厚生労働省、財団法人骨髄移植推進財団（以下「財団」という。）、日本赤十字社、各都道府県等の関係機関が各々役割を分担しながら連携して、骨髄提供・骨髄移植に係る普及啓発、ドナー登録者の募集、ドナー登録者としての登録（以下「ドナー登録」という。）の受付、ドナー登録者のHLA型等のデータの管理、移植希望患者登録受付並びに連絡調整業務等からなる骨髄バンク事業を実施してきたところである。
- 本指針は、この骨髄バンク事業の基本的な考え方や手続の流れ等について確認し、関係者の役割について明確化することにより、非血縁者間骨髄移植を成立させるために必要な骨髄バンク事業の一層の推進に資することを目的とするものである。

第2 非血縁者間骨髄移植実施体制を整備するに当たっての基本的考え方

- 1 非血縁者間骨髄移植のための骨髄液の提供は、骨髄提供及び骨髄移植についての十分な説明を受け、理解した者から、善意かつ任意により行われるものでなければならない。また骨髄提供に耐えうる健康状態にある者から安全に行われなければならない。

- 2 骨髄移植を必要とする患者が移植を受ける機会は、公平に与えられるように配慮されなければならない。

また、骨髄提供が善意によるものであることにかんがみ、骨髄提供・骨髄移植に係る普及啓発、ドナー登録者の募集、ドナー登録の受付、ドナー登録者のHLA型等のデータの管理、移植希望患者登録受付、財団に登録した移植希望患者（以下「登録患者」という。）に適合するドナー登録者の検索並びに関係者の間の連絡調整業務等、骨髄提供・骨髄移植の実現に向けた一連の業務（以下「あっせん業務」という。）は、適切に行われなければならない。

このため、あっせん業務については、全国一元的に、営利を目的としない機関において、一定の手順に従って実施することとし、具体的には、国、地方公共団体及び日本赤十字社の協力の下、財団において全国一元的に行うものとする。

- 3 非血縁者間骨髄移植を成立させるためには、善意かつ任意で骨髄提供を行うドナーの存在が前提となるものであることから、財団、国、地方公共団体は、関係団体等の協力を得て、国民、医療関係者等に対し、骨髄提供及び骨髄移植に関する普及啓発に努めるものとする。

第3 非血縁者間骨髄移植を成立させるためのあっせんの具体的な手続

1 普及啓発

(1) 普及啓発

財団、国、地方公共団体においては、日本赤十字社等関係団体の協力を得て、①財団の作成した骨髄提供及び移植に関するパンフレット、リーフレット及びポスター等について、保健所、日本赤十字社の血液センター等の固定ドナー登録窓口や、集団登録会の会場において広く一般に配布するとともに、②インターネットホームページや新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用を含め、あらゆる機会をとらえて登録窓口の案内を始めとする骨髄移植に関する普及啓発活動を行うものとする。

(2) 国による普及啓発

国においては、上記第3（1）の普及啓発のためのリーフレットの作成等について補助を行うとともに、関係者への協力依頼等、必要に応じ骨髄移植の普及のための方策を講ずるよう、努めるものとする。

2 ドナー登録者の確保・データ管理

(1) ドナー登録者の受付業務

都道府県・政令市・特別区の保健所及び日本赤十字社の血液センター・献血ルーム等に開設する固定窓口及び集団登録会等においてドナー登録を受け付けること。

(2) ドナー登録者に関するデータの管理・適合ドナー登録者の検索

日本赤十字社は、各登録窓口から搬送されたドナー登録希望者の血液検体によりHLA検査を行い、ドナー登録者のHLA型等の情報を骨髓データバンクに登録し、厳密に管理するとともに、財団からの依頼を受け、財団に登録された患者とHLA型が適合するドナー登録者の検索を行い、その結果について財団に連絡するものとする。

3 財団における患者登録及びコーディネート業務等

(1) 財団における患者登録及びコーディネート業務の標準的な手順について

ア 患者登録

医師は、患者の治療上、財団に登録して骨髓移植のあっせんを受けることが必要であると判断した場合には、財団に対し、患者の同意書を付して当該患者の登録申請を行う。

財団は、医師からの登録申請を受け、必要に応じ当該患者の移植適応について審査した上で患者登録を行い、その結果を当該医師（以下「登録責任医師」という。）に対して通知する。

イ 日本赤十字社に対するHLA型適合ドナー検索依頼

財団は、登録を受理した後、登録患者に適合するドナー登録者の検索を日本赤十字社に対して依頼する。

ウ コーディネート

財団は、登録患者に適合するドナー登録者（以下「ドナー候補者」という。）につき日本赤十字社から連絡を受けた後、登録責任医師に対してドナー候補者の検索結果を通知する。

登録責任医師は、検索されたドナー候補者について、登録患者又はその家族と協議の上、骨髓提供に向けた調整を行うことを依頼するか判断し、財団に連絡する。

ドナー候補者について骨髓提供に向けた調整を行うことの依頼があった場合、財団は、当該ドナー候補者に対する骨髓提供及び骨髓移植に関する説明、HLA型の適合等の確認検査を実施し、その結果を登録責任医師に通知する。

登録責任医師は、財団からの検査結果等の連絡を受け、複数のドナー候補者がいる場合には最終的にドナー候補者1名を選定する。

財団は、最終的に選定されたドナー候補者について、最終的な提供意思の確認を行い、提供意思が確認された場合には、骨髓採取施設における骨髓採取及び移植実施施設までの骨髓液の搬送に向けた関係者間の調整を行う。

また、財団は、骨髓採取実施後、ドナーに対し電話調査等を行い、健康上の問題がなく日常生活に復帰していることを確認する。

(2) ドナー傷害保険

財団は、ドナーに身体障害等が生じる可能性が否定できないことにかんがみ、ドナーについての有害事象発生時に迅速な補償を行うため、傷害保険に加入すること。

(3) 国際協力について

医師は、海外の骨髓バンクからの骨髓提供を受ける場合についても、財団を窓口として患者登録を行うこととする。

また、海外の骨髓バンクから、国内のドナー登録者とのコーディネートを依頼されることがあるが、その場合においても、上記第3の3(1)の手順に従い、業務を行うこととする。

(4) 骨髓移植に関する統計調査等の実施

財団は、その業務に係る調査を実施し、その結果について広報誌やホームページ等を用いて公表するよう努めるものとする。

(5) 記録の保存

財団は、上記第3の3(1)から(3)の業務の実施に関して、ドナーの提供意思確認に係る記録や連絡調整の記録等の書類を、適宜保存しなければならない。

(6) 患者負担について

① 患者負担金の徴収について

財団は、骨髓移植を成立させるために必要不可欠な業務を行うために直接必要な経費について、登録患者への費用負担を求めることができるものとする。

② 患者負担金の額の決定と変更について

財団は、患者から患者負担金を徴収するに当たっては、その額を厚生労働省健康局長に届け出なければならない。また、患者負担金の額を変更する際にも、事前に厚生労働省健康局長に届け出なければならない。

厚生労働省においては、対象とされている経費の内容及び患者負担額について確認した上で、問題がある場合には、財団に対し必要な指導を行うものとする。

4 関係者間の連携の確保

各都道府県等においては、関係者間の連携のもと、地域の実情に応じた事業が行われるよう、都道府県等、財団、日本赤十字社、骨髄移植医療の専門家、関係医療機関の医師及びボランティア等の関係者からなる連絡協議会を設置するなど、関係者間の情報や意見の交換ができる場を設けることが望ましい。

5 個人情報の保護

ドナー登録者の確保及びデータの管理業務並びにあっせん業務に関わる者は、正当な理由がなく、事業を実施する上で知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

また、移植医療関係者は、ドナー登録者、ドナー及び登録患者等の個人情報の保護に努めなければならない。特に、移植医療の特殊性にかんがみ、移植前又は移植後のいずれの段階においても、移植希望患者と当該移植希望患者に係るドナー候補者又はドナーに関する情報が相互に伝わることをしないよう、細心の注意を払うこと。

第4 骨髄移植の安全性確保に係る基準

ドナーの安全確保及び移植される骨髄液の安全性・有効性の確保を図る観点から、ドナー適格性判定等については、厚生労働省が別途定める基準によることとする。

非血縁者間骨髄移植患者登録証明書兼患者負担金領収書		
登録患者名	住所	
	氏名	
傷病名		
医療機関名	(病院) (氏名) (住所)	
上記の者は、頭書の傷病の治療のため、医師を通じて財団法人骨髄移植推進財団に患者登録をした者であることを証明します。 また、財団法人骨髄移植推進財団が行う骨髄移植を成立させるための業務に係る経費につき、当財団に登録されている患者に係る患者負担金として、下記を領収いたしました。 (金額) 円 〇〇年〇月〇日 印 財団法人骨髄移植推進財団 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目19番地 廣瀬第2ビル7F		

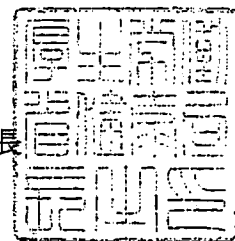
- ① この登録証明書兼領収書は、非血縁者間骨髄移植患者負担金について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この登録証明書兼領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。

健 発 第 1219007 号

平成 15 年 12 月 19 日

国税庁課税部長 殿

厚生労働省健康局長



臓器移植のあっせんに係る社団法人日本臓器移植ネットワークに
支払われる患者負担金の医療費控除の取扱いについて

臓器の機能に重い障害がある者に対し臓器の機能の回復又は付与を目的として行われる臓器の移植術は有効な治療法となっている。臓器のあっせんについては、社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が一元的に行うこととされており、移植術を受けるにはネットワークの関与が必要不可欠なものである。

臓器移植のあっせんに係るネットワークに支払われる患者負担金（以下「患者負担金」という。）については、臓器の移植に関する法律第 11 条の規定に基づき、一元的にあっせんを行うネットワークが、あっせんについて通常必要な費用を徴収することが認められている。また、患者負担金を徴収する場合にはその額を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、当該費用を変更しようとするときは厚生労働大臣に届け出ることとしている。

さらに、「臓器のあっせん業の許可等について」（平成 9 年 10 月 13 日健医発第 1353 号厚生省保健医療局長通知（別紙 1））の改正により、①医師が治療上必要と認めた患者についてネットワークに登録を行うこと、②患者負担金の内容を明らかにすること、③患者負担金の額について厚生労働省が是正の必要性が認められる場合に必要な指導を行うこととしたところであり、患者負担金の位置付けをより明確にしたところである。

また、医師が患者の治療上、ネットワークへ登録しあっせんを受けることが必要と判断し、患者登録を行った患者がネットワークに対して支払った患者負担金については、別紙 2 に掲げる書類によりその旨の証明ができるよう措置することとしている。

したがって、患者負担金については、臓器の機能に重い障害がある者の治療の現状を踏まえつつ、上記に掲げる環境整備を図ることにより、医師による診療又は治療の対価、医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして医療費控除の対象となるものと解されるが、貴庁の見解を承りたく照会する。

なお、別紙 2 の書類の作成・交付は、平成 15 年分の所得税の確定申告から措置することが可能であることから、上記の取扱いは、平成 15 年分の所得税の確定申告から適用できると考えている。

健医発第1353号

平成9年10月13日

(H12.3.24 一部改正)

(H13.10.26 一部改正)

(H15.12.19 一部改正)

各都道府県知事 殿

厚生省保健医療局長

臓器のあっせん業の許可等について

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）及び同法施行規則（平成9年厚生省令第78号。以下「施行規則」という。）の施行については、10月8日付け厚生省発健医第296号厚生事務次官通知「臓器の移植に関する法律の施行について（依命通知）」及び健医発第1328号当職通知「臓器の移植に関する法律施行規則等の施行について」により通知したところであるが、法第12条に規定する業として移植術に使用されるための臓器を提供すること又はその提供を受けることのあっせん（以下「臓器のあっせん業」という。）の許可に関する事項等については、下記のとおり取り扱うこととしているので、御了知されるとともに、貴管下の医療機関等関係者に対する周知方につきよろしく御配意願いたい。

なお、厚生省昭和55年3月18日付け医発第275号厚生省医務局長通知「眼球提供あっせん業及び腎臓提供あっせん業の許可について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

記

第1 臓器のあっせん業の範囲等について

- 1 臓器のあっせん業を行う場合には、法第12条第1項の規定により、厚生大臣の許可を受けなければならないものであるが、この臓器のあっせん業とは、移植術の実施のために必要な臓器が、臓器提供施設から移植実施施設に平穩かつ迅速にもたらされるように、臓器提供施設と移植実施施設の間であって、必要な媒介的活動を反復継続して行うことをいうものであること。
- 2 臓器のあっせんの具体的内容としては、①臓器の提供者の募集及び登録、②移植を希

望する者の募集及び登録、③臓器の提供者、臓器提供施設、移植実施施設等との間の連絡調整活動などがあり、これらの全部又は一部を業として行う場合が臓器のあっせん業に該当すること。

ただし、医療機関が当該医療機関の患者の治療のために臓器を摘出し、又は使用することは、当該医療機関の診療業務の一部であって、臓器のあっせん業には該当しないこと。

第2 許可の手続について

- 1 臓器のあっせん業の許可は、臓器の別ごとに行われるものであること。したがって、ある臓器のあっせん業の許可を受けた者が、別の臓器のあっせんを行おうとするときは、新たな許可が必要であること。
 - 2 臓器のあっせん業の許可申請書は、厚生大臣に提出するものであること。
 - 3 施行規則第12条に規定されているとおり、臓器のあっせん業の許可を受けた者が臓器のあっせんを行う事務所の所在地又は臓器のあっせん手数料を変更したときは、速やかに、臓器のあっせんを行う具体的手段又は申請の翌事業年度までの事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、変更しようとする日の15日前までに、厚生大臣に届け出なければならないこと。
 - 4 臓器あっせん機関は、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器のあっせんをすることに関して通常必要であると認められるものにつき、移植実施施設又は登録患者への費用負担を求めることができるものとする。
- 厚生労働省においては、対象とされている経費の内容及びあっせん手数料等の額について確認した上で、是正の必要性が認められる場合には必要な指導を行うものとする。
- 5 移植を希望する者の臓器のあっせん機関への登録については、医療機関が医学的な観点から臓器移植の適応があると判断した患者についてのみ行うものとする。

第3 眼球に係る臓器のあっせん業の許可について

今後において、眼球に係る臓器のあっせん業についての許可の申請があった場合には、法に基づく許可が行われることとなるが、この許可に当たっての審査基準については、当分の間、別添のとおり取り扱うこととしていること。

第4 角膜及び腎臓の移植に関する法律第8条の規定による眼球又は腎臓の提供のあっせん業の許可について

法の施行の際現に法附則第3条の規定による廃止前の角膜及び腎臓の移植に関する法律

第8条の規定により業として行う眼球又は腎臓の提供にあっせんの許可を受けている者は、法第12条第1項の規定により当該臓器について業として行う臓器のあっせんの許可を受けた者とみなされること。

第5 臓器売買等の禁止等

1 法第11条において、臓器を経済取引の対象とすることは、人々の感情に著しく反すること、移植機会の公平性を損なうこと、さらに善意・任意の臓器提供という臓器移植の基本的な考え方にも支障を来すことから、生体臓器も含め、臓器売買、臓器の有償あっせんを、その約束、要求、申込みも含めて禁止することとされていること。

特に、臓器のあっせん業との関係では、法第11条第3項において、何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあっせんをすることの対価としての財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならないこととされていること。

法第11条の臓器売買等の禁止の規定に違反した者は、5年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定が定められていること。(法第20条第1項)

また、これらの罪は、刑法(明治40年法律第45号)第3条の例に従うこととされており、日本国外においてこれらの罪を犯した日本国民についても処罰できることとされていること。(法第20条第2項)

2 法第12条第1項の許可を受けないで、業として行う臓器のあっせんをした者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定が定められていること。(法第22条)

眼球に係る臓器のあっせん業の許可についての審査基準

1 開設主体

次に掲げる者のうちいずれかの者とする。

- (1) 眼球（角膜等）の摘出、保存及び移植を行う病院又は診療所を開設する者であって当該病院又は診療所の事業として眼球の提供のあっせんを行うもの。
- (2) 眼球の提供のあっせんを行うことを事業内容とする営利を目的としない法人であって、当該法人の役員に眼球（角膜等）の移植を行う医師又は（１）に掲げる病院若しくは診療所を開設する者を含むもの。
- (3) 別に定める病院又は診療所の一に対して眼球の提供のあっせんを行うために設立された法人であって、営利を目的としないもの。

2 財政及び会計

- (1) 基本財産からの果実、会費、寄附金等の確実な収入により業務の永続が可能であること。
- (2) 眼球の提供のあっせんに関する会計は、他の会計と明確に区分し、他の会計への繰り出しを行わないこと。

3 業務

- (1) 名目の如何を問わず、眼球について対価を支払わないこと。
- (2) あっせん料金は、原則として無料とすること。ただし、通信、摘出、保存及び移送に要する実費又はそれ以下を徴収することは差し支えないこと。
- (3) あっせん業務の遂行に必要な人員及び設備を有すること。

臓器移植患者登録証明書兼患者負担金領収書		
登 録 患 者 名	住 所	
	氏 名	
傷 病 名		
医 療 機 関 名	(病院) (氏名) (住所)	
上記の者は、頭書の傷病の治療のため、医師を通じて社団法人日本臓器移植ネットワークに患者登録をした者であることを証明します。 また、社団法人日本臓器移植ネットワークが行う、臓器移植を成立させるための業務に係る経費につき、当社団に登録されている患者に係る患者負担金として、下記を領収いたしました。 (金額) 円 〇〇年〇月〇日 社団法人日本臓器移植ネットワーク 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-3-6彩翠ビル6階		

印

- ① この登録証明書兼領収書は、臓器移植患者負担金について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この登録証明書兼領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。

課 個 2 - 27

平成15年12月26日

厚生労働省

健康局長 殿

国 税 庁 課 税 部 長



非血縁者間骨髄移植のあっせんに係る財団法人骨髄移植推進財団に
支払われる患者負担金の医療費控除の取扱いについて（平成15年12
月19日付健発第1219007号照会に対する回答）

標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。

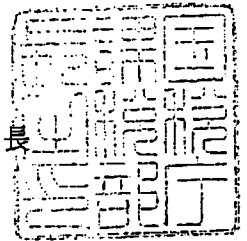
課 個 2 - 30

平成15年12月26日

厚生労働省

健康局長 殿

国 税 庁 課 税 部 長



臓器移植のあっせんに係る社団法人日本臓器移植ネットワークに
支払われる患者負担金の医療費控除の取扱いについて（平成15年
12月19日付健発第1219007号照会に対する回答）

標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。